

新型コロナウイルス感染症に対する立命館大学の行動指針 (BCP)

2020年9月16日改訂

活動レベル		授業形態	研究活動 (教員、研究員、大学院生、学部生)	課外活動 自主的諸活動	イベント (オンキャンパス) 学外施設貸与	教職員の業務体制 国内出張、学内会議	学生等のキャンパス入構
0	制限なし	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	制限-最小 (一部制限)	感染防止策を講じた上で、通常の講義、演習、実験・実習を実施する。	感染防止策を講じた上で、通常の研究活動を行う。	感染防止策を講じた上で、実施する。	・感染防止策を講じた上で、実施する。 ・感染防止策の徹底ができる団体に限り、学外施設貸与を認める。	・感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。必要に応じて、時差出勤や可能な業務について在宅勤務を可とする。 ・国内出張は可とする。 ・感染防止策を講じた上で対面会議を実施するが、オンライン会議を推奨する。	感染防止策を講じた上で、入構可とする。
2	制限-小	感染防止策を講じた上で、対面での講義、演習、実験・実習を実施することができるが、接触機会低減のため、Web授業の活用を推奨する。	感染防止策を講じた上で、研究室等での研究活動を続行する。ただし、接触機会低減のため、可能な範囲で自宅等での作業を推奨する。	感染防止策を講じた上で、実施する。ただし、合宿などについて、「3密」が避けられない場合は延期または中止とする。	・感染防止策を講じた上で、必要性の高いものは実施するが、可能なものはオンライン開催を推奨する。 ・感染防止策の徹底ができる団体に限り、特に必要性の高い学外施設貸与を認めることができる。	・感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。時差出勤や可能な業務について在宅勤務を可とする。 ・国内出張は可とするが、接触機会低減のため、可能なものはオンライン面談等を推奨する。 ・感染防止策を講じた上で、対面会議を実施するが、できるだけオンライン会議を実施する。	感染防止策を講じた上で、入構可とするが、必要に応じて、施設等ごとの利用者数の調整を行う。
3	制限-中	Web授業を基本とするが、感染防止策を講じた上で、教学上の必要性が高いものについて、対面での講義、演習、実験・実習を実施することができる。	感染防止策を講じた上で、研究上の必要性が高いものについて、研究室等での活動を実施する。ただし、接触機会低減のため、可能な範囲で研究室等での滞在時間を減らし、自宅等での作業を推奨する。	感染防止策の徹底ができると認められた団体に限り、規模や内容を制限した活動を認める。	・不要不急のものは原則延期または中止とするが、感染防止策を講じた上で必要性の高いものは実施することができる。オンライン開催は可とする。 ・原則として学外施設貸与は行わない。	・感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。時差出勤や可能な業務について在宅勤務を推奨する。 ・必要性の高い国内出張は可とするが、可能なものは極力オンライン面談等とする。 ・対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行する。	感染防止策を講じた上で、入構可とするが、キャンパス入構者数の調整を行う。
4	制限-大	原則Web授業のみとするが、感染防止策を講じた上で、教学上の必要性が特に高いものに限定して、対面での講義、演習、実験・実習を実施することができる。	感染防止策を講じた上で、研究上の必要性が特に高いもの及び研究機能の最低限の維持に必要なものに限定して入室を認める。	原則、学内外問わず全面禁止。ただし、オンラインでの活動は可とする。	・原則延期または中止とする。オンライン開催は可とする。 ・学外施設貸与は行わない。	・原則として在宅勤務とするが、キャンパスの保安・保全・業務管理上必要な体制を確保する。 ・原則として国内出張は不可とする。 ・原則オンライン会議とする。	原則入構禁止とするが、感染防止策を講じた上で、必要不可欠なものに限定して一部認めることができる。
5	制限-最大 (原則停止)	Web授業のみとする。	感染防止策を講じた上で、研究機能の最低限の維持に必要なものに限定して、研究員及び教員のみ入室を認める。	学内外問わず全面禁止。ただし、オンラインでの活動は可とする。	・全てのイベントは延期または中止とする。オンライン開催は可とする。 ・学外施設貸与は行わない。	・原則として在宅勤務とするが、キャンパスの保安・保全・業務管理上必要な最小限の体制を確保する。 ・国内出張は不可とする。 ・オンライン会議のみとする。	入構禁止とする。

<留意事項：BCPレベルの判断および措置について>

1. BCPレベルの判断基準は、【表1】を目安とし、BCPレベルは法人危機対策本部において決定する。これに伴う具体的な措置ならびに表中に記載のない項目に関する対応については、内容に応じて、常任理事会または関係機関において審議・決定する。なお、BCPにもとづく活動レベル及び具体的な対応は、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、表の記載と異なる措置を判断することがありうる。
2. 国内出張については、BCP表の記載にかかわらず、緊急事態宣言が発令されている地域や往来自粛等が要請されている感染拡大地域への出張は原則として控えるものとする。
3. 国外出張については、外務省感染症危険レベル2以上が発出されている地域への渡航は原則禁止とする。なお、海外オフィスにおける勤務の取り扱いについては、当該国・地域の状況や政府等の要請を踏まえて個別に判断する。

【感染症危険レベル】

レベル1	十分注意してください。
レベル2	不要不急の渡航は止めてください。
レベル3	渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
レベル4	渡航は止めてください。(退避勧告)

4. 学外者のキャンパス入構及び大学での諸活動については、学外者の入構及び諸活動の目的等に応じて、教職員または学生等に準じて取り扱うものとする。
5. 学内で感染者が発生した場合などは、自治体からの要請にもとづいて一時的にキャンパス入構禁止措置等を判断することがありうる。
6. 海外留学プログラムにおける海外派遣等の判断基準については、「立命館大学国際教育センター主管海外留学プログラム・海外派遣における渡航可否の判断基準の一部見直しについて」（2018年4月22日国際教育センター合同会議決定。同6月13日常任理事会報告）にもとづく。

<補足説明>

○BCP表中の「感染防止策を講じる」とは、新型コロナウイルス感染症専門家会議から提言のあった「新しい生活様式」にもとづき、厚労省が推奨する基本的な感染防止策及び「3つの密」（密閉・密集・密接）を避けるための対策のことを指す。ただし、マスクを着用しない合理的な事情がある場合にはマスク着用を要請しないこととする。また、実際の感染防止策については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）(2020.9.3 Ver.4)を参考にするものとする。

【厚生労働省HPより】

- ・「1. 身体的距離の確保（できるだけ2m）、2. マスクの着用、3. 手洗い」の3つを、一人ひとりの方の基本的な感染防止策としています。
- ・また、日常生活では、上記に加えて、「3密」の回避や、換気、まめな体温・健康チェックが効果的です。（換気については、2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効です。体温・健康チェックは、毎朝行うなど決まった時間に行う【3つの密を避けるための手引き】

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

【表1：新型コロナウイルス感染防止に対する活動レベル設定に関する判断基準】

活動レベル	感染状況／政府等による要請レベル
0 制限なし	(感染状況) WHO・政府等により新型コロナウイルス感染症の終息宣言が出されている状況、またはキャンパス所在地において、2週間以上新規感染者のない状況 (要請レベル) 政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等が全く発出されていない状況
1 制限－最小 (一部制限)	(感染状況) 政府によるステージ・指標で、キャンパス所在地において、6指標のうち、ほぼ全ての項目でステージⅢの目安を大幅に下回っている状況 (要請レベル) 政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等は発出されていないが、部分的な活動制限等が求められている状況
2 制限－小	(感染状況) 政府によるステージ・指標で、キャンパス所在地において、6指標のうち、概ね半分（3指標）以上がステージⅢの目安を下回っている状況 (要請レベル) 政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等は発出されていないが、一定の活動制限等が求められている状況
3 制限－中	(感染状況) 政府によるステージ・指標で、キャンパス所在地において、6指標のうち、概ね2/3（4指標）以上がステージⅢの目安を上回っている状況 (要請レベル) 政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等のうち、何らかの要請が発出されている状況
4 制限－大	(感染状況) 政府によるステージ・指標で、キャンパス所在地において、6指標のうち、概ね2/3（4指標）以上がステージⅣの目安を上回っている状況 (要請レベル) 政府による「緊急事態宣言」が発令され、キャンパス所在地が対象区域に指定された状況、またはキャンパス所在地の自治体による独自の「緊急事態宣言」が発令され、大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等が発出されている状況
5 制限－最大 (原則停止)	(感染状況) 政府によるステージ・指標で、キャンパス所在地において、6指標のうち、ほぼ全ての項目でステージⅣの目安を上回っている状況、かつ全国的に2～3日で累積感染者数が倍加するような感染爆発状態にあるか、その状態に入る危険性の高い状況 (要請レベル) 政府による「緊急事態宣言」が発令され、キャンパス所在地が対象区域に指定された状況、かつ大学・学校等への休業要請とともに強い外出自粛・往来自粛要請等が発出されている状況

(注1) 政府によるステージ・指標は、「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」（2020年8月7日）による。

(注2) 感染状況は日々変化するため、概ね1週間を単位として感染状況を確認する。